

香川県条例第20号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
(病院事業の設置) 第1条 略	(病院事業の設置) 第1条 略 2 病院事業の規模は、別表のとおりとする。																						
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。																						
別表（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">名 称</th><th colspan="2">規 模</th></tr><tr><th>診 療 科 目</th><th>病床数</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県立 白鳥病院</td><td>内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内 科、外科、心臓血管外科、整形外科、小児 科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション 科、放射線科、麻酔科</td><td><u>148床</u></td></tr></tbody></table>	名 称	規 模		診 療 科 目	病床数	略			香川県立 白鳥病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内 科、外科、心臓血管外科、整形外科、小児 科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション 科、放射線科、麻酔科	<u>148床</u>	別表（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">名 称</th><th colspan="2">規 模</th></tr><tr><th>診 療 科 目</th><th>病床数</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県立 白鳥病院</td><td>内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内 科、外科、心臓血管外科、整形外科、小児 科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション 科、放射線科、麻酔科</td><td><u>150床</u></td></tr></tbody></table>	名 称	規 模		診 療 科 目	病床数	略			香川県立 白鳥病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内 科、外科、心臓血管外科、整形外科、小児 科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション 科、放射線科、麻酔科	<u>150床</u>
名 称		規 模																					
	診 療 科 目	病床数																					
略																							
香川県立 白鳥病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内 科、外科、心臓血管外科、整形外科、小児 科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション 科、放射線科、麻酔科	<u>148床</u>																					
名 称	規 模																						
	診 療 科 目	病床数																					
略																							
香川県立 白鳥病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内 科、外科、心臓血管外科、整形外科、小児 科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション 科、放射線科、麻酔科	<u>150床</u>																					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。